

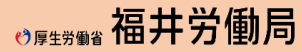




# 36協定届の記載例 | 様式9号の3の5 (2枚目)

## 限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

限度時間は、月45時間 [42時間] かつ年360時間 [320時間]、[ ] 内は対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制による場合



様式第9号の3の5 (第70条関係)

時間外労働  
休日労働に関する協定届 (特別条項)

限度時間 (月45時間または42時間) を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めます。  
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間 (1か月) を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

自動車運転者については、②の欄に記載してください。自動車運転者以外の労働者 (運行管理者や事務員等) については①の欄に記載してください。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

業務の種類

労働者数 (満18歳以上の者)

1日 (任意)

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)

1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)

起算日 (年月日) 2024年4月1日

① 下記②以外の者

突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため  
理由: 突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため  
事由は具体的に定めてください。

運行管理者 3人  
経理事務員 5人  
業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

7時間 7.5時間  
6時間 6.5時間

4回 60時間 70時間  
3回 55時間 65時間

25% 550時間 670時間  
25% 450時間 570時間

25% 750時間 870時間

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

② 自動車の運転の業務に従事する労働者

突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため  
理由: 突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため  
1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。(※) 日勤タクシー運転者の時間数は、原則として6時間以内です。(1日の最大拘束時間15時間-8時間-休憩1時間=6時間)

6時間 6.5時間

8回 75時間 85時間

25% 750時間 870時間

25%

月の時間外労働の限度時間 (月45時間又は42時間) を超えて労働させる回数を決めてください。  
①は年6回以内、②については任意 (回数に上限はありません。)

限度時間 (年360時間又は320時間) を超えて労働させる1年の時間外労働 (休日労働は含みません) の時間数を定めます。  
①は720時間以内、②は960時間以内です。

限度時間を超えて労働させる場合における手続  
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

労働者代表者に対する事前申し入れ/労働者代表者に対する事前通知 (該当する番号) ①、⑥、⑩

対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く)。

協定の成立年月日 2024年3月15日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 運転手  
氏名 越前 一郎

(又は、過半数組合がある場合) さばかにタクシー労働組合

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (例: 投票による選挙/回覧 (持ち回り決議) による信任/話し合いによる互選)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

2024年3月15日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役社長  
氏名 福井 太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。  
36協定届様式裏面の記載心得①~⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません (労働基準法第36条第6項第2号・第3号)。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。